

大阪あらう

法人後援会担当部

「旧優生保護法裁判と優生思想」 大学習会

8月27日(土)、大阪府立福祉情報「ミニユニケーションセンター」で「後援会大学習会」を開催しました。学習会のテーマは、「旧優生保護法裁判と優生思想」で、参加人数は45人でした。講師に、公益社団法人大阪聴力障害者協会の磯野孝副会長をお招きし、体験談を交えて、講演して頂きました。

兵庫県聴覚障害者協会の実態調査では、約90%のろうあ者が孤立を感じているという結果が出ました。つまり、聴覚障害は、なかなか人と人をつなげていくのが難しい障害であることを意味しています。

現在の世界的な福祉の流れは、「医療モデル」から「社会モデル」へ、国際連合の障害者権利条約をきっかけに障害者の権利を守る（差別を許さない）流れになっています。

旧優生保護法裁判について、大

阪高裁は、「優生保護法は明白な憲法違反である」「誤った法律を作った当時の国會議員の過失は免れない」「除斥期間（不法行為があつても20年間が経過すると請求権が失われること）について、優生保護法の問題に適用すべきではない」という3つの柱の元、国から3人の原告に対して賠償金を支払うよう命令しました。全面的な勝利と言つて良いと思います。高裁では2件勝訴ましたが、国が除斥期間を理由に最高裁へ上告するようです。

ろうあ者が強制不妊手術を強いていた時代や社会環境は、「手話を認めない」「手話通訳制度がない」「市町のろうあ団体がないため、相談できる場所がない」といったもので、情報収集や相談機会の獲得が著しく困難でした。

旧優生保護法裁判を支える支援



優生上の見地から不良な子孫の出生を防止することを目的としており、優生手術や人工妊娠中絶を合法としている法律です。この目的が、いつしか、障害者は出生してはならないという考え方へ変わつていきました。この法律は、憲法上、個人の尊厳・生殖に関する自己決定権・婚姻の自由権と家族形

差別を受けない権利の5つに対して、憲法違反しています。
実は、このような旧優生保護法に対する風潮があり、強制不妊手術を国事業として推進していました。例えば、強制不妊手術が正しいと思い込ませるために検定教科書を作成し、保健体育の授業で教えていました。そして、静岡県の

ろう学校の校長から不妊手術を強制されたろうあ者などがおり、本當は子供を産みたいけど、従わざるを得なかつた方が数多くおられました。

旧優生保護法裁判の経過や法律の内容、そして、旧優生保護法があつた時のろうあ者を取り巻く社会環境・時代背景や当事者たちの思いを、詳しく講演して頂き、参加者にとって非常にわかりやすかつたと感じます。今後の旧優生保護法裁判やろうあ者の救済に向けた取り組みに役立てていきたいと思います。